

令和8年度
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
(地方空港を活用した相互交流の促進事業)

補助金交付規程

令和8年6月12日
地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局

(通則)

- 第1条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業(地方空港を活用した相互交流の促進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成30年6月25日観観振第26号。以下「要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、本規程の定めによることによる。
- 2 本規程は、要綱第141条の規定に基づき、補助対象事業者(東武トップツアーズ株式会社)が、地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局(以下「事務局」という。)を設置して行う本補助金の交付手続等を定め、その業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(目的)

- 第2条 この補助金は、地方空港を活用した双方向交流の拡大に向け、地方空港の国際路線の維持・拡大を通じて、訪日外国人旅行客が地方から入国・出国する流れを形成するとともに、地方誘客の促進にとどまらず、旅行客の混雑緩和と分散、及び日本人旅行客の地方から海外へのアクセス環境の向上を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 「補助対象事業者」とは、国から本補助金の交付を受けて事務局を設置し補助事業を実施する者をいう。
 - 二 「間接補助事業者」とは、事務局から本補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
 - 三 「補助金」とは、前条の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てるため、この規程に定めるところに従い事務局が補助する補助金をいう。
 - 四 「補助対象事業」とは、地方空港を活用した相互交流の促進に資する間接補助事業者が実施する事業をいう。

(交付の対象及び補助率)

- 第4条 事務局は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において間接補助事業者に対し補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が行う事業については、本補助金の交付対象としない。
- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 この補助金の補助対象事業の区分、間接補助事業者、補助対象経費、補助率は、別表1に定めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」)は、速やかに様式第1による「補助金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)及び関係書類を事務局に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「消費税等の額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第1による申請をしなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 事務局は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付申請者に交付決定を行い、様式第3「交付決定通知書」により間接補助事業者に速やかに通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 間接補助事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「交付決定変更申請書」を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の配分について変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、別表1に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

四 補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合

3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「交付決定軽微変更届出書」を速やかに事務局に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 事務局は、前条第1項の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「交付決定変更通知書」により間接補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 間接補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「交付申請取下届出書」を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(間接補助事業者の変更の届出)

第10条 間接補助事業者は、住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合には、様式第8による「補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに事務局に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 間接補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「補助対象事業中止(廃止)承認申請書」を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 事務局は、補助対象事業の遂行状況について、必要があると認められるときは様式第10による「補助対象事業遂行状況報告書」(以下「遂行状況報告書」という。)を求め、調査することができる。

2 間接補助事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の2月26日までに事務局に提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、前二項の規定にかかわらず、事務局の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 間接補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、様式第11-1による「補助対象事業完了実績報告書」(以下「完了実績報告書」という。)に必要な応じて参考となる資料を添えて事務局に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書に該当する間接補助事業者は、前項の完了実績報告書等を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

3 補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する年度の3月10日までに様式第11-2による「補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて事務局に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 事務局は、前条第1項の規定による完了実績報告書の提出があったときは、補助対象事業に係る報告書等の審査を行い、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「額の確定通知書」により間接補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 事務局は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 間接補助事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 間接補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 間接補助事業者が、第4条第1項に違反した場合

(補助金の返還命令)

第16条 事務局は、前条の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、前条第4号の場合を除き、その命令に係る補助金を間接補助事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 3 事務局は、補助金の返還を命じ、これを間接補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 4 事務局は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 5 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還の期限)

第17条 前条第1項の規定による補助金の返還の期限については、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とする。

(補助金の支払)

第18条 事務局は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、間接補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

- 2 間接補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による「支払請求書」を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 第5条第2項ただし書に該当する間接補助事業者は、第13条第1項の実績報告書等を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額(第5条第2項の規定により減額した間接補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、様式第14による「消費税等の額の確定に伴う報告書」を速やかに事務局に提出するとともに、これを返還しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があつたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がな

い場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産の管理等)

- 第20条 間接補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円(税抜き)以上のものについて、様式第15による「取得財産管理台帳」を備えるものとし、次条で処分を承認された財産を除き、次条第2項に定める期間が終了するまで管理しなければならない。
 - 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める完了実績報告書に取得財産等管理台帳を添付の上、提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第21条 間接補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、間接補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「補助対象事業財産処分等承認申請書」を事務局に提出しなければならない。
 - 3 間接補助事業者は、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第17による「補助対象事業財産処分等収入金報告書」を事務局に提出し、事務局の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
 - 4 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

- 第22条 間接補助事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿、証拠書類及び補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

- 第23条 事務局は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、間接補助事業者に対して報告を求めることができる。また、その事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

(契約等)

- 第24条 間接補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 間接補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。

- 3 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適切な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、間接補助事業者は必要な措置を講じるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

- 第25条 間接補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 間接補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助対象事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第26条 間接補助事業者は、第4条第1項の第1号から第4号に掲げる事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

- 第27条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

- 1 この交付規程は、令和8年6月12日から適用する

別表1

地方空港を活用した相互交流の促進事業		
間接補助事業者	補助対象経費	補助率等
空港利用促進協議会、地方公共団体等	補助事業に要する経費 地方空港発着の国際定期便やチャーター便の誘致など、地方空港を通じた双方向交流の拡大に向けて、複数の地方空港間における空港利用促進協議会等において策定する計画に基づく取組に要する経費	補助率1／2 (上限 3,000 万円)

注1:間接補助事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。

注2:補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。

注3:補助対象経費に係る消費税等のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税等相当分については、補助対象としないものとする。

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
交付申請書

標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業名
2. 補助対象事業の開始及び完了予定年月日
3. 交付申請額

円

4. 関係書類
 - （1）事業概要（申請書）
 - （2）補助対象事業者の規約等
 - （3）本事業に係る収支計画

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
の消費税等の額の取扱いについて

標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の消費税等の額の取扱いについて申請します。

記

1. 事業者種別 ※消費税等の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。

（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税等確定申告書期限	令和	年	月	日					

2. 補助金申請額相当額

円

3. 消費税等仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

4. 補助金申請額（2. － 3.）

円

第 号
令和 年 月 日

間接補助事業者 殿

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局

令和8年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費 円

補助金の交付決定額 円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和8年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 7 条第 3 項の規定に基づき、届出します。

記

1. 変更事項
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）
4. 変更した日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

間接補助事業者 殿

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定
を下記のとおり変更したので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環
境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 8 条の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の交付決定額 円

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和8年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき取り下げたいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第9条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

2. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
補助対象事業者等の変更届出書

標記について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり変更があ
ったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注）下線部が変更部分

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和8年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき中止（廃止）したいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第11条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業の中止（廃止）理由
2. 補助対象事業の中止（廃止）時期
3. 中止（廃止）する事業の内容
4. その他参考となる書類

第
令和 年 月 日
号

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名令和8年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の遂行状況について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第12条第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 事業遂行状況

実施計画	補助対象経費（A）	円
	補助金の額	円
○月末 出来高	事業費（B）	円
	補助金の額	円
進捗率（B/A）		%
備考		

- （注）1 「実施計画」の欄には、様式第2の記の額を記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 進捗率については、小数点以下第2位を切り上げし、小数点以下第1位まで記載すること。

2. 事業開始年月日

令和 年 月 日

2. 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4. 関係書類

- （1）補助対象事業の遂行状況及び明細
（2）今後の四半期ごとの実施計画・スケジュール表

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
(地方空港を活用した相互交流の促進事業)
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業(地方空港を活用した相互交流の促進事業) 交付規程第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名
2. 補助対象事業の完了年月日
令和 年 月 日
3. 補助金額

円

	(1)間接補助事業に要する経費	(2)事務管理費
補助対象経費	円	円
交付決定額	円	円
実施額	円	円
補助金額	円	円
備考		

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 関係書類
- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類
- (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 1 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助対象事業名
- 2. 補助対象事業年度終了実績

	(1)間接補助事業に要する経費	(2)事務管理費
補助対象経費	円	円
交付決定額	円	円
実施額	円	円
補助金額	円	円
備考		

(注)

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 3. 関係書類
 - (1) 補助対象経費の支払いを証明する書類
 - (2) 補助対象事業の実績
 - (3) 翌年度以降の補助対象事業の遂行に関する計画
 - (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった標記補助金については、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助対象事業名

2. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費 円

補助金の額 円

[illegible]

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 18 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒)
	フリガナ	
	氏名	
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他:) 支店	
6. 預金種別	普通預金	当座預金
7. 口座番号		

本件責任者（会社・部署名）：
 （氏名）：
 （連絡先）：
 担当者（会社・部署名）：
 （氏名）：
 （連絡先）：

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和8年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
の消費税等の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象経費の消費税等について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第19条第1項の規定に基づき、下記のとおりに報告します。

記

1. 事業者種別 ※消費税等の取扱いについて該当する箇所には○をつけ、事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

2. 補助金額（事務局が確定通知書（交付規程第14条）により通知した額）

円

3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税等の額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4.－3.）

円

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）

取 得 財 産 管 理 台 帳（令和 年度）

取得者の氏名・ 名称	財 産 名	規 格	数 量	単 価 (単位：円)	金 額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保 管 場 所	備 考

(注) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
（地方空港を活用した相互交流の促進事業）
補助対象事業財産処分等承認申請書

標記補助金により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業（地方空港を活用した相互交流の促進事業）交付規程第 21 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1. 補助対象事業名
- 2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

- 3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

地方空港を活用した相互交流の促進事業事務局 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
双方向交流の拡大に向けた環境整備事業
(地方空港を活用した相互交流の促進事業)
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 双方向交流の拡大に向けた環境整備事業 (地方空港を活用した相互交流の促進事業) 交付規程第 21 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名

2. 補助金の確定通知額及びその年月日

確定通知額 円
確定通知年月日 令和 年 月 日

3. 補助対象経費の合計額

円

4. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日

返還額 円
返還年月日 令和 年 月 日

5. 収入金の合計額
(内訳)

6. 納付すべき金額及びその年月日

納付額 円
納付年月日 令和 年 月 日

7. 納付すべき金額の算出基礎